

令和7年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立水沢農業高等学校

校長名 小山 智弘

1 活動の方針

○部活動は、スポーツ、文化芸術、科学等に興味・関心がある生徒の自主性や自発性を涵養する活動とし、学校の教育活動の一環として実施するものとする。

○部活動を通して、充実した学校生活を送ろうとする主体性、責任感・連帯感及び豊かな心と体を育み、望ましい人間関係の構築を図る。

○安全管理を徹底しその対策を講じるとともに、安心安全に参加できる活動に努める。

2 活動計画・休養日・活動時間について

○活動計画

・各部の責任者(以下「部顧問」)は、年間の活動計画(活動日、休養日及び大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。

○休養日

・原則として、活動計画は週当たり1日以上休養日を徹底し、年間平均で週当たり2日以上休養日の設定に努め、バランスのとれた生活と成長の観点から計画的に設定する。

○活動時間

- ・平日は18:30までとする(18:50完全下校)。特別な事情により延長する場合は、顧問の指導監督下のもとで活動を行う。
- ・定期試験初日の1週間前から試験実施期間(最終日を除く)、年末年始及び校長が指定した日は活動を行わないものとする。ただし、当該期間において、大会参加及び準備等によりやむを得ず活動する場合は、校長に部活動延長願を提出し、承認を得て活動する場合は1時間程度とする。

3 活動のきまり

○健康・安全への配慮

- ・活動は各生徒の発達段階、体力、技術習得状況を把握し、過度な負荷による心身の負担を与えないよう計画的に活動を実施する。
- ・活動は生徒の体調等の確認、熱中症などの予防対策、事故が発生した場合の対処、医療機関への連絡体制を確認し実施する。
- ・活動は、天候や環境条件の急変に備えた代替計画を準備し、危険と判断される場合は、躊躇せず計画の変更・中止の適切な措置を講ずる。

○体罰等の禁止

- ・いかなる理由でも、体罰や人格を傷つける言動等を、厳しい指導として正当化することは誤りであり許されない行為であるとの認識を持ち、体罰等のない指導を行うものとする。

○保守管理

- ・活動時間を厳守し活動終了後は松濤・施錠を確実に行う。また、施設や部の備品及び用具は責任をもって管理し、破損した場合は速やかに報告するものとする。

4 その他

○練習試合や大会等、学校外で活動する場合は「校外活動許可願」を提出する。

○その他、活動に関する事項については、別に定める細則によるものとする。